



# 埼玉県報

第 3011 号  
平成 30 年(2018 年)  
6 月 15 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（金融課）

### 告示

- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 上里西部土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 上里土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 北河原土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 高等学校等奨学金の返還に係る未収金の収納事務委託（教委・財務課）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須停車場線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須北川辺線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

### 雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

## 規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十九号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・四五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第四第十号中「第十一項」を「第十項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十二号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成三十年五月三十一日	公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン	柳澤 正義	東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアモール滑川（S街区）

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字蔵之前二千六百九十六―一外

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）	S 一駐車場	位置	図面省略	収容台数	二二五台
	S 二駐車場	位置	図面省略	収容台数	三六四台
	S 三駐車場	位置	図面省略	収容台数	一二九台
（変更後）	S 一駐車場	位置	図面省略	収容台数	二二五台
	S 二駐車場	位置	図面省略	収容台数	三四四台
	S 三駐車場	位置	図面省略	収容台数	一二九台

#### ハ 変更年月日

平成三十一年二月二日

#### ニ 届出年月日

平成三十年六月一日

### 二 縦覧期間

平成三十年六月十五日から平成三十年十月十五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年六月十五日から平成三十年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ平塚店

埼玉県上尾市平塚八百四十八―二

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）大東建設株式会社 代表取締役 齋藤満宣

東京都港区南麻布一丁目五番一号

（変更後）大東建設株式会社 代表取締役 齋藤直子

東京都港区南麻布一丁目五番一号

#### ハ 変更年月日

平成二十八年六月三日

#### ニ 届出年月日

平成三十年六月一日

#### 二 縦覧期間

平成三十年六月十五日から平成三十年十月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年六月十五日から平成三十年十月十五日

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ平塚店

埼玉県上尾市平塚八百四十八―二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七一台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十一年二月二日

ニ 届出年月日

平成三十年六月一日

#### 二 縦覧期間

平成三十年六月十五日から平成三十年十月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年六月十五日から平成三十年十月十五日まで

ロ 意見書提出先





## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	山 下 博 一	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	山 下 博 一	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北河原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	森 由廣	埼玉県行田市大字北河原七百八十七番地
同	小林 市郎	同 同 六百五十七番地
同	森 田友嘉	同 同 六百三十四番地
同	森 田一男	同 同 六百十五番地
同	内 村賢次	同 同 六百六番地
同	瀬 尾一郎	同 同 八百十三番地一
同	小林 幸雄	同 同 千九十八番地一
同	齋 藤慎一	同 同 千五百八十三番地一
同	石 内吉也	同 同 千二百六十五番地
同	吉 田孫兵衛	同 同 二百十二番地
同	山 崎功一	同 同 九十四番地
同	栗 原幸一郎	同 同 酒巻千九百三十番地
同	奈良原 由行	同 同 南河原千九百五十三番地三
同	磯 川宗一	同 同 千三十七番地一
同	荻 原利行	同 同 千五百七十八番地一
同	江 森岩雄	同 同 二千八十九番地
同	間 宮隆	同 同 二千四百八十六番地
同	今 村政夫	同 同 九百二十番地
同	坂 本雅一	同 同 二千六百九十七番地二
同	橋 本茂	同 同 七百五十八番地三
同	吉 野義晴	熊谷市上中条千四百九番地一
監事	高 澤孟	行田市大字北河原千二百六十三番地
同	今 村康司	同 同 南河原千九百五十二番地

### 二 退任

職名 氏名 住所



## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称  
埼玉県川越市大字木野目二百五十二番地五  
有限会社福配

二 取消年月日

平成三十年六月六日

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷三百四十五番地一

ライオンズマンション鶴ヶ島三一〇号

町田 歩

二 取消年月日

平成三十年六月六日

# 告示

## 埼玉県告示第六百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

委託内容	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の収納事務	東京都中野区本町二丁目四十六番一号 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役 大倉 雄一	平成三十年六月一日から平成三十二年三月三十一日まで



## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市志多見字下川面一七六九 番一〇地先から 加須市中央二丁目九〇九番三 地先まで	加須市向井岸町五五三番二地 先から 加須市中央二丁目九〇九番三 地先まで	区 間
八・二七〇 三五・二五〇	一八・〇〇〇 二二・一二〇	敷地の幅員 (メートル)
四三五六・六〇	三九五・四〇	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須停車場線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市中央二丁目九一〇番一 地先から 加須市三俣二丁目一八番九地 先まで	加須市愛宕二丁目八七番一 地先まで	加須市中央二丁目九〇九番三 地先から	区 間
七・八四〇 二二・一〇	七・二〇〇 二一・六〇		敷地の幅員 (メートル)
一一二七・〇〇	一四五〇・〇〇		延長 (メートル)
			備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市三俣二丁目三〇番九地先 先から まで	加須市睦町二丁目四番八地先か ら 加須市三俣二丁目三〇番九地先 まで	区 間
一三・〇〇 一六・四九	七・八〇 一六・五一	敷地の幅員 (メートル)
一一九・〇〇	五〇七・〇〇	延長 (メートル)
		備 考

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	特別養護老人ホーム 福富の郷	一 埼玉県鴻巣市鴻巣九百六十七番
病院	医療法人社団 明雄会 介護老人保健施設エスポワール岩槻	埼玉県さいたま市岩槻区表慈恩 寺五百四十一番地一

## 雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年六月十五日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子



平成30年5月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料2号	TN、TP、Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、Cd－カドミウム、

## 雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年六月十五日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成30年5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果								備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)		その他 の検査
堆肥	朝日工業株式会社	レオグリーン特I号	3.2	3.3	1.0	2.2	7	1025	10	10		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

## 雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）  
第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年六月十五日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要	違反の有無及 び違反の内容
渡辺菓子種工業有限会社 埼玉県羽生市	同左	おこし生地	30.4	栄養成分－粗たん白質、りん、粗灰分	無
株式会社ミツハシ 埼玉県春日部市	同左	豚用食品残さ乾燥飼料	30.5	栄養成分－粗たん白質、りん、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。